

○厚生労働省告示第八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

別表の1のイの①中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改め、同イの②中「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同1の注1中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に、「看護婦等」を「看護師等」に改め、同1の注2中「保健婦、保健士、看護婦、看護士」を「保健師、看護師」に改め、同1の注3、注6及び注7のイ中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同注7のイ中「訪問看護ステーション」のイに「（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、他の2つの訪問看護ステーション）」を加える。

別表の2の注2に次のただし書を加える。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて24時間連絡体制加算を算定している場合は、算定し

ない。

別表の2の注4中「看護婦等（准看護婦及び准看護師）」や「看護師等（准看護師）」並びに同注4に次のただし書を加える。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合は、算定しない。

別表の3の注に次のただし書を加える。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

別表の4の注に次のただし書を加える。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合は、算定しない。